

# 「(介護予防)訪問リハビリテーションサービス」利用契約書

医療法人社団 寿光会

介護老人保健施設エスポワール松戸

## ◇ ◆目次◆ ◇

### 第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (適用期間)

第3条 (身元引受人)

第4条 (契約者からの解除)

第5条 (事業者からの解除)

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービスの中止)

第7条 (利用料金)

第8条 (利用料金の変更)

### 第三章 事業者の義務

第9条 (記録)

第10条 (秘密の保持及び個人情報の保護)

### 第四章 緊急時等対応

第11条 (緊急時の対応)

第12条 (事故発生時の対応)

### 第五章 賠償責任

第13条 (賠償責任)

### 第六章 その他

第14条 (要望又は苦情の申出)

第15条 (利用契約に定めのない事項)

\_\_\_\_\_ (以下「契約者」という。) と介護老人保健施設 エスポワール松戸 (以下「事業者」という。) は、契約者が事業者から提供される介護老人保健施設(介護予防)訪問リハビリテーションサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

## 第一章 総則

(契約の目的)

第1条 事業者は、要支援状態又は要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように一定の期間、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を提供し、一方、契約者及び身元引受人、連帯保証人(以下「身元引受人等」という。)は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、契約者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービス利用契約書を事業者に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を交わすこととします。

2 契約者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し事業者を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 契約者は、次の各号の要件を満たす身元引受人等を立てます。但し、契約者が身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人等は、契約者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、契約者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人等は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- 4 身元引受人等が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、契約者及び身元引受人等に対し、相当期間内にその身元引受人等に代わる新たな身元引受人等を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

(契約者からの解除)

第4条 契約者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、契約者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス利用を解除することができます。なお、この場合契約者及び身元引受人等は、速やかに事業者及び契約者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人等も前項と同様に訪問利用を解除することができます。但し、契約者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 契約者又は身元引受人等が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

(事業者からの解除)

第5条 事業者は、契約者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 契約者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 契約者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間を超える場合
- ③ 契約者及び身元引受人等が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 契約者が、事業者、事業者の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。但し、契約者が新たな身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービスの中止)

第6条 台風や雪等の悪天候および天災により交通事情に影響が出た場合には、事業者は契約者に通知し、訪問を中止することがあります。

- 2 契約者が酒気帯び状態、その他契約者の状態により事業者の判断でサービスを中止することがあります。
- 3 事業者が体調不良の場合には、事業者は契約者に通知し、中止または日程変更させていただくことがあります。
- 4 祝祭日や事業者の都合により中止の場合には、事業者は契約者に通知し、極力日程変更して実施いたしますが、中止になることもあります。

(利用料金)

- 第7条 契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業者は、契約者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 契約者は、事業者が自動車を利用して訪問し、近隣のコインパーキングを使用した場合、駐車場代金の月ごとの合計額を支払います。
  - 3 契約者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
  - 4 事業者は、契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
  - 5 事業者は、契約者又は身元引受人等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(利用料金の変更)

- 第8条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

### 第三章 事業者の義務

(記録)

- 第9条 事業者は、契約者の訪問リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 事業者は、契約者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
  - 3 事業者は、身元引受人等が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業者が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、契約者が身元引受人等に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他契約者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
  - 4 前項は、事業者が身元引受人等に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
  - 5 事業者は、契約者及び身元引受人等以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、契約者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、契約者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第10条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等の親族に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所等との連携
  - ③ 契約者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 契約者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 第四章 緊急時等対応

(緊急時の対応)

第11条 訪問リハビリテーション利用中に契約者の心身の状態が急変した場合、事業者は、速やかに主治医又は事業者の協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、契約者に対し必要な措置を講じます。

- 2 事業者は契約者の身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## 第五章 賠償責任

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、契約者が損害を被った場合、事業者は、契約者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 契約者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

## 第六章 その他

(要望又は苦情等の申出)

第14条 契約者、身元引受人等又は契約者の親族は、事業者の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、契約者又は身元引受人等と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者住所 千葉県松戸市五香西 4-26-10  
事業者名 医療法人社団 寿光会  
代表者氏名 介護老人保健施設エスポワール松戸  
理事長 作田 美緒子 印

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

連帯保証人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

【本契約第7条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

契約者 ・ 身元引受人 ・ 連帯保証人

上記以外の場合 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_